令 和 員 4 部 年 長 度 会 県 議 書 県商工会 連 研 修

査川

青年

連合会

会

を 部

開

会で 員 交 会 気 候 流 0 0 和 0 は、 補 が 枠 中 P 後 者 行 を で、 か 0 b な雰 期 懇 超 商 役 親 え 交 れ



7 深 通 7 研 登 Vi じ 修 出 自 壇 7 会 į 来事 得 身 は、 0 を 仲 生 私 織 間 13 n 立の 原 交ぜ 青年 会 長 絆 ゃ なが 部 自 青 人 b 生 年 が 部 講 ٢ 活 師 題

溢 象

れ

葉

語

n

た。 .る言: を

を 0 0 年 は 行 執 改 度 選 0 行 事 令 た。 部 13 業 和 が 0 計 4 61 年 画 各青 て、 案、 度 事 会 年 報告 部 長 期 を 満 長 員

並び は 了に 部 向 伴 長 け 8 会 県 令 説 書 役 和 議 明

年 会 長 3 \vdash 加 を 部 会 月 原 部 部 開 議 24 連 III長 催 並 \exists 広 合 県 i, 等 び 会 13 嗣 商 13 役 36 Ι. 会 研 は 会 名 員 修 部 長

G7香川·高松都市大臣会合推進協議会

https://www.pref.kagawa.lg.jp/ kouryu/kaigou/index.html



2023 HIR SHIMA SUMMIT

KAGAWA TAKAMATSU

Sustainable Urban Development Ministers' Meeting

G 7 香川·高松都市大臣会合

日程:令和5年7月7日(金)~9日(日)

G7香川·高松都市大臣会合とは?

- G7サミットは、G7(仏、米、英、独、日、伊、加並びにEU) が参加して毎年開催される国際会議。
- G7広島サミット(令和5年5月19日~21日)に合わせて全国で開催 される関係閣僚会合のひとつ。都市大臣会合は日本初開催(G7全体で も2回目の開催)。
 - 「持続可能な都市開発に向けた協働」について話し合われる予定です。
- 香川・高松での関係閣僚会合の開催は2回目。 平成 28 年の情報通信大臣会合には各国から総勢 217 名が来県し ました。

地域の魅力を世界に伝える絶好の機会

都市大臣会合に合わせて、香川・高松の魅力を伝える歓迎レセ プションやエクスカーション、海外メディア向けのプレスツアー などが行われる予定。「世界の宝石」とも称される瀬戸内海を舞 台に、各国から出席される皆様に香川・高松をアピールします。

G7香川·高松都市大臣会合応援·協賛事業

都市大臣会合の歓迎機運の醸成を図るため、都市大臣会合を 応援してくださる皆様による様々な取り組みが実施されます。 応援・協賛事業は6月末まで募集中。詳しくは推進協議会ホー ムページ・SNS をご覧ください。

企業(投資先)向け

外国投資家は、一定の事業を営む日本の企業に一 定の投資を行う場合などには、事前届出を提出する <mark>必要</mark>があります。

外国投資家から出資を受ける場合は、<mark>外国投資家</mark> にその旨をお伝えください。

事前届出が必要な場合の例

- ①外国に在住する個人投資家が、②輸出規制の対象 (注) となる先端材料や 防衛装備品の部品を製造する日本の非上場会社に対して、③1株(端株も 含む) 以上の株式取得を行う場合
- ①外国法人が、②ソフトウェアを開発する日本の企業に対して、③外国法人の 関係者を役員として就任させることについて株主総会において同意する場合
- (注) 輸出に際し経済産業大臣の承認等が必要となる軍事転用可能な汎用貨物 (輸出貿易管理令別表第一に掲げる貨物)

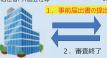
事前届出の必要な 業種を営む企業

外国投資家

財務省·事業所管省庁









財務省・財務局では、事前届出が必要となる場合の手続き 等についての相談窓口、事前届出義務の違反が疑われる場合 等の情報提供窓口を設置しております。

財務省 国際局 調査課 投資企画審査室 (相談窓口)

電話 : 03-3581-4111 (内線2887) メール : gaitame-fdi-1@mof.go.jp

(情報提供窓口) メール: monitoring-fipro@mof.go.jp

• 四国財務局 理財部 理財課

(相談窓口) 相談志口) 電話:087-811-7780 (内線333) メール:fdi-info@sk.lfb-mof.go.jp

(情報提供窓口) メール: fefta-info@sk.lfb-mof.go.ip

届出書の記載方法など、具体的な手続きに関することは、下記の日本銀行のお問合せ先までご連絡ください。 ・ 日本銀行 国際局 国際収支課 外為法手続グループ

電話 : 03-3277-2107

事前届出の必要な業種に該当するかどうか不明な場合は、 各業種の事業所管省庁までご連絡ください。



くらしの中に生きる

令和5年度のはかりの定期検査(4月~11月)が行われて います。6月は、観音寺市(豊浜町、大野原町、伊吹町を除く) と善通寺市において、次の日程で行います。検査が必要な方は、 お近くの会場で受検してください。

観音寺市

検査日	検査時間	検査場所
6月 5 日 (月)	10:00~15:00	三観広域防災センター
6月 6 日 (火)		ーノ谷総合 コミュニティセンター
6月 7日(水)		柞田公民館
6月 8 日 (木)		
6月12日(月)		三観広域防災センター
6月13日(火)		
6月14日(水)		
6月15日(木)		

●姜潘去市

	検査日	検査時間	検査場所		
	6月19日(月)	10:00~15:00	善通寺市役所		
	6月20日(火)				
	6月21日(水)				
ĺ	6月22日(木)				

香川県計量検定所 TEL:087-881-2517 問い合わせ先/ e-mail:kagawa-keirvou@pref.kagawa.lg.ip